⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : January 18, 2012 noon (Tenders be delivered in person by January 18, 2012 noon, or submitted by mail by January 18, 2012 noon)

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Department, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, MOD, 6―30 Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi 730―0012 TEL082―223―7233

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国立京都国際会館会議場平成23年度耐震改修工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格(以下「特定ＪＶとしての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年10月21日

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　国立京都国際会館会議場平成23年度耐震改修工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　京都府京都市左京区岩倉大鷺町422

3　工事内容　会議場　鉄骨鉄筋コンクリート造６階建　改修一式、機械設備工事　改設一式

4　工期　契約締結の日の翌日から平成27年２月27日まで。

5　申請の時期

平成23年10月24日から平成23年11月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成23年11月15日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」(以下「申請書」という。)は、平成23年10月24日から平成23年11月14日まで。

〒540―8586 大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、電子入札システムにより提出すること。

また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、上記⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

ⓐ　特定建設工事共同企業体協定書㈱（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

ⓑ　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」(平成23年10月21日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成22年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

ⓐ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓑ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が特定ＪＶの代表者においては1,200点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記ⓐの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

ⓒ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓐの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓓ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

ⓐ　特定ＪＶの代表者は、平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から６）までの要件をすべて満たす耐震改修工事又は新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途　会議場、劇場又は類似施設（ホール、講堂、ホワイエ、会議室及び視聴覚室の合計面積が過半を超える施設）

２）工事内容　耐震改修工事（制震パネル又はＲＣ補強壁による耐震補強工事）又は新築工事

３）構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造

４）階　　数　地上５階以上

５）建物規模　延べ面積　20,000㎡以上

６）上記１）から５）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記７）から11）までの要件をすべて満たす耐震改修工事又は新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

７）建物用途　会議場、劇場又は類似施設（ホール、講堂、ホワイエ、会議室及び視聴覚室の合計面積が過半を超える施設）

８）工事内容　耐震改修工事（制震パネル又はＲＣ補強壁による耐震補強工事）又は新築工事

９）構　　造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

10）建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

11）上記７）から10）は同一工事の実績であること。

なお、上記１）から11）までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓑ　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ⓒ　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員が、２社の場合は30％以上の出資比率であるものとする。